

マル福制度をじっくり存知ですか

◇マル福とは

医療福祉制度（マル福）とは乳幼児、母子・父子家庭、重度心身障害者、妊産婦の方々がより安心して医療が受けられるように健康保険で自己負担しなければならぬ医療費の一部を市と県が助成するものです。

常陸大宮市に住所があり健康保険に加入し、下表のいずれかの要件に該当する方が対象となります。ただし、一定額以上の所得がある方は該当になりません。

また、マル福は茨城県の制度ですから県外の医療機関で診療を受けた場合は償還払い（下表・注2）となります。対象者でまだ手続きが済んでいない方は市役所本庁医療保険課または最寄りの総合支所市民課で申請してください。転入などにより常陸大宮市以外の市町村に所得申告をされている方は、そちらで発行の住民税課税証明書（所得金額と扶養人数の入っているもの）が必要です。

◇17年度からの改正点

大宮地域（旧大宮町）と御前山地域（旧御前山村）にお住まいの方は本年4月から新しく幼児特例（下表の網掛けの区分）が対象になります。対象になる方には3月下旬に市役所から通知書を送りますので、その内容をご覧になって申請をしてください。山方地域（旧山方町）、美和地域（旧美和村）、緒川地域（旧緒川村）では幼児特例の区分はすでに実施されています。

なお、大宮地域と御前山地域で実施されてきました外来一部負担金の助成につきましては平成16年度をもって廃止されます。



○医療福祉制度（マル福）対象者一覧表

区分	該当の要件	利用期間	その他
乳幼児	3歳未満の乳幼児	出生の日から3歳に達する月の末日まで	外来自己負担（注1）あり
母子・父子家庭	18歳未満の児童または20歳未満の障害児及び高校在学者を監護する母親または父親とその児童	届出のあった日から、子が18歳または20歳に達した日以後の最初の3月31日まで	外来自己負担あり
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級・3級（内部疾患のみ）、療育手帳A以上もしくは障害基礎年金1級を受けている方	障害者に認定された日の属する月の初日から	
妊産婦	妊産婦の方	届出のあった月の初日から、出産の翌月の末日まで	外来自己負担あり 償還払い（注2）
幼児特例	3歳から小学校就学前の児童	3歳から6歳に達する日以降の最初の3月31日まで	外来自己負担あり 償還払い

（注1）外来自己負担とは、外来に限り1医療機関ごとに月最高1,000円を負担していただくことです。
 （注2）償還払いでは、健康保険の一部負担金を支払い、市に申請して払い戻しを受けることになります。
 （注3）マル福に加入するには国保・社保など健康保険に加入している必要があります。

一問い合わせ先一

常陸大宮市役所医療保険課医療係 ☎52-1111
 山方総合支所市民課住民係 ☎57-2121
 美和総合支所市民課住民係 ☎58-2111
 緒川総合支所市民課住民係 ☎56-2111
 御前山総合支所市民課住民係 ☎55-2111

